# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 5 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務（私立） 基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 秋田県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 秋田県教育委員会 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和5年12月1日 |

［平成31年1月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 高等学校等就学支援金の支給に関する事務（私立） |
| ②事務の概要 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、県内私立高等学校在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する事務（受給資格、収入状況の審査等）<br>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務】<br>①就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務<br>②収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 |
| ③システムの名称 | 中間サーバー、団体内統合宛名システム、高等学校等就学支援金事務処理システム（e-Shien） |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 高等学校等就学支援金情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一　項番91<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号<br>別表第二　項番113<br>番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 教育庁総務課 |
| ②所属長の役職名 | 教育庁総務課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 秋田県総務部広報広聴課　秋田県秋田市山王四丁目１－１　018-860-4091 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 秋田県教育庁総務課　秋田県秋田市山王三丁目１－１　018-860-5111 |

# Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | |
|---|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | |

| 2. 取扱者数 | | | |
|---|---|---|---|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　　500人未満　　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | |

| 3. 重大事故 | | |
|---|---|---|
| 過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [　　発生なし　　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　　2) 発生なし |

## Ⅲ しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書 ] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | [ ○ ]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | [ ○ ]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | [ ]接続しない（入手） | [ ○ ]接続しない（提供） |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 監査** | | |
| 実施の有無 | [ ] 自己点検 | [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |
| **9. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成31年3月27日 | Ⅰ５②所属長 | 教育庁総務課長　太田　政和 | 教育庁総務課長 | 事後 | |
| 平成31年3月27日 | Ⅱ１いつ時点の計数か | 平成２８年４月１日　時点 | 平成３１年１月１日　時点 | 事後 | |
| 平成31年3月27日 | Ⅱ２いつ時点の計数か | 平成２８年４月１日　時点 | 平成３１年１月１日　時点 | 事後 | |
| 令和2年7月31日 | 評価書番号 | 12 | 5 | 事後 | |
| 令和2年7月31日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 秋田県知事 | 秋田県 | 事後 | |
| 令和2年7月31日 | 評価実施機関名 | 秋田県知事 | 秋田県教育委員会 | 事後 | |
| 令和2年7月31日 | Ⅰ１③システムの名称 | 中間サーバー、団体内統合宛名システム | 中間サーバー、団体内統合宛名システム、高等学校等就学支援金事務処理システム（e-Shien） | 事後 | |
| 令和2年7月31日 | Ⅰ８連絡先 | 教育庁総務課 | 秋田県教育庁総務課 | 事後 | |
| 令和2年7月31日 | Ⅱ１いつ時点の計数か | 平成３１年１月１日　時点 | 令和２年４月１日　時点 | 事後 | |
| 令和2年7月31日 | Ⅱ２いつ時点の計数か | 平成３１年１月１日　時点 | 令和２年４月１日　時点 | 事後 | |
| 令和3年7月30日 | Ⅰ４②法令上の根拠 | 番号法第19条第７号 | 番号法第19条第８号 | 事後 | |
| 令和3年7月30日 | Ⅱ１いつ時点の計数か | 令和２年４月１日　時点 | 令和３年４月１日　時点 | 事後 | |
| 令和3年7月30日 | Ⅱ２いつ時点の計数か | 令和２年４月１日　時点 | 令和３年４月１日　時点 | 事後 | |
| 令和4年7月29日 | Ⅱ１いつ時点の計数か | 令和３年４月１日　時点 | 令和４年４月１日　時点 | 事後 | |
| 令和4年7月29日 | Ⅱ２いつ時点の計数か | 令和３年４月１日　時点 | 令和４年４月１日　時点 | 事後 | |
| 令和5年7月28日 | Ⅱ１いつ時点の計数か | 令和４年４月１日　時点 | 令和５年４月１日　時点 | 事後 | |
| 令和5年7月28日 | Ⅱ２いつ時点の計数か | 令和４年４月１日　時点 | 令和５年４月１日　時点 | 事後 | |